

令和6年度 第4回 白石警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開 催 日 時	令和7年3月13日(木)午後1時30分から午後2時50分までの間
開 催 場 所	北海道札幌方面白石警察署 大会議室
出 席 者	協議会委員 8名(定員10名) 会 長 矢 部 和 彦(議 長) 副 会 長 佐 藤 裕 昭 委 員 末 廣 恵 子 栗 原 眞由美 中 島 代 博 和 泉 年 昭 枡 田 安 志 田 中 喜久美 警 察 署 員 5名 署 長 村 中 俊 治 副 署 長 諏訪田 義 幸 刑事・生活安全官 佐 藤 敦 交 通 官 浜 口 孝 志 警務課長 古 川 善 大
開 催 状 況	
1 会長挨拶 2 署長挨拶 3 協 議 (1) 治安情勢等の説明 令和6年中の ・ 刑法犯の認知・検挙状況 ・ 特別法犯の検挙状況 ・ 少年犯罪の検挙人員・少年補導の状況 ・ 暴力団犯罪の検挙状況 ・ 特殊詐欺の発生状況 ・ 交通事故の発生状況 について説明 (2) 協議事項 【委員意見】 ○ パトロール強化について 高校生から高校周辺のパトロール強化の要望もあったが、定期的に警察官	

を高校に立ち寄らせることは可能なのか。

また、立ち寄り時に啓発用チラシを配布するのはどうか。

【警察回答】

1点目の高校生からも要望があった高校周辺のパトロールに関してですが、定期的に警察官を高校に立ち寄らせることは可能です。

高校周辺は現在もパトロールは実施させて頂いておりますが、ただ、高校施設内に関しては、高校に対しパトロールの趣旨をご説明した上、了承を得てから実施させて頂きたいと考えております。

また、先般実施された本年度の高校入試に関し、白石高校をはじめ、東高校、白陵高校において受験生の安全面を含めた制服警察官によるパトロールにより痴漢対策などを実施しております。

2点目の高校への立ち寄り時に啓発用チラシを配布することについては、白石署といたしましても、少年犯罪や被害防止、更には、交通（自転車）事故関係やスマホを利用した闇バイト勧誘等におきましても、生徒の皆さんに是非知って頂きたい事項もありますので実施していきます。

【委員意見】

○ 闇バイトの見分け方について

高校生の意見として、闇バイトの見分け方について意見があったが、警察で闇バイトに関するチラシを作成しているが、高校などにチラシを配布して注意喚起をしてはどうか。

【警察回答】

白石警察署では、非行防止教室等を通じた少年の心に響く広報啓発を強化しております。

具体的には、

- ・ 自身の行為の危険性を認識しないまま、犯罪の首謀者に重大な犯罪に加担させられ、自らも犯罪者となってしまうこと
- ・ 自身の顔写真や住所等を募集者に送付することで犯罪に加担せざるを得なくなっていること
- ・ 強盗等の実行犯や受け子等として犯罪の首謀者から都合よく利用された後、組織の「捨て駒」として切り捨てられていること

など、犯罪実行者募集情報等の実態について、中学・高校（札幌東高校、札幌白石高校、札幌白陵高校、クラーク高校）などに対し、昨年は

対話方式による非行防止教室 19校

校内放送による注意喚起 28校

を行っております。

本年も2月14日には、JR白石駅において実施した街頭啓発では、チョコレートと一緒に、闇バイト関連のチラシ200枚を配布しており、引き続き、特にアルバイト感覚で闇バイトに応募することが懸念される高校生を対象とした非行防止教室などあらゆる機会を通じて、広く注意喚起してまいります。

また、最近の全国的な傾向として、少年がオンラインゲーム等で知り合った面識のない者から「海外での儲かる仕事」という名目で誘われ、海外渡航した結果、脅迫・監禁され、犯罪に加担させられる事案が発生しております。

よって、相談窓口及び少年サポートセンターの役割の周知強化を図り、少

年が犯罪実行者募集情報へ募集してしまった場合に、当該少年や保護者が迷うことなく相談できるよう警察相談電話「＃9110」「少年相談110番」「ヤングメール」のほか、警察本部、方面本部、警察署、交番等の警察の各種相談窓口や少年サポートセンターの相談窓口について広報してまいります。

【委員意見】

○ サイクリングロードの増設について

高校生からサイクリングロード（自転車通行帯）を増やしてほしいとの要望がありましたが増設が可能なのでしょうか

【警察回答】

札幌市建設局に確認したところ、新設に向けての検討等は現時点ありませんでした。

また、白石区内に既設、供用されているサイクリングロード（道道札幌恵庭自転車道線）については、現在も北広島から恵庭までの延伸・整備を行っております。

【委員意見】

○ SNSについて

- ・ SNSで起こるトラブルはどんなものがあるのか
 - ・ SNSでの「詐欺」「悪質サイト」の注意喚起をしてほしい
- との高校生からの意見がありましたが可能ですか。

【警察回答】

高校生がSNSを利用する場合の注意すべきポイントとしては

- ・ 個人情報の管理
SNSに本名や個人情報を特定される写真を載せない
- ・ 知らない人と安易に繋がらない
「オフ会しよう」「楽に稼げるバイトあるよ」等のDMで知り合った相手は犯罪者かもしれない
- ・ 証拠を残す（画面コピー）
トラブルに巻き込まれた時は事実の確認に必要
- ・ 信用できる大人（先生、親など）に相談する
深刻な場合は警察に相談する

となります。

今後の各種啓発活動を通じて学生などに周知していきます。